

# 年末年始の免許更新業務について

## 1 年末年始の手続について

	12/27 (日)	12/28 (月)	12/29 (火)	12/30 (水)	12/31 (木)	1/1 (金)	1/2 (土)	1/3 (日)	1/4 (月)
福島運転免許センター	○ 更新のみ 予約制	○	×	×	×	×	×	×	○
郡山運転免許センター	○ 更新のみ 予約制	○	×	×	×	×	×	×	○
警察署・分庁舎	×	○	×	×	×	×	×	×	○

令和2年12月29日(火)から令和3年1月3日(日)までの期間中は、運転免許業務を行いません。

## 2 年末年始の日曜更新について

受付場所	令和2年の日曜更新 最終日	令和3年の日曜更新 開始日
福島運転免許センター	12月27日(日) 予約制	1月10日(日) 予約制
郡山運転免許センター		

新型コロナウイルス感染症対策として、申請する方が多く集まるのを避けるため、日曜更新は予約制で行います。

予約方法等の詳細については、当ホームページ内

運転免許→新型コロナウイルス感染症に関する免許手続  
をご確認ください。

## 3 年末年始の更新者数について

年末年始期間は、免許更新手続を行う方が増加（通常時の2～3倍）します。

特に令和3年1月4日(月)～8日(金)の間は、福島、郡山運転免許センターともに更新手続を行う方が増加し、窓口の混雑や駐車場の不足が予想されますので、お早めに手続をお願いします。（状況により入場規制を行うことがあります。）

## 4 感染症対策について

運転免許センターにおいては、手指アルコール消毒液の設置、間隔の確保、適切な換気など感染症対策を実施しています。

来庁予定の方は感染症予防のため、可能な限りマスクの着用、備え付けの消毒液による手指の消毒、人と人との距離の確保、筆記用具（黒色ボールペン）持参などのご協力をお願いします。

なお体調がすぐれない方は来庁を控え、体調が回復してからお越しください。

## 5 運転免許証の有効期間延長措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により通常の運転免許更新手続きが困難な方は、手続を行うことで有効期間及び運転可能期間が延長されます。

### (1) 延長措置ができる方

ア 運転免許証の住所が福島県内の方

イ 有効期限が過ぎていない方

ウ 有効期間の末日が令和3年（平成33年）3月31日までの間の方

### (2) 手続の方法

更新期間の末日までに免許センター又は警察署（分庁舎）において更新手続開始申請書を提出することにより、更新期間の末日から3か月間運転及び更新可能期間が延長されます。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までの間です。

代理又は郵送での手続もできますので、詳しくは当ホームページ内

運転免許→新型コロナウイルス感染症に関する免許手続  
をご確認ください。

## 6 問い合わせ先

福島運転免許センター ☎024-591-4372

郡山運転免許センター ☎024-961-2100

※時間帯によっては、つながりにくい場合があります。

